

令和8年度(令和7年分) 所得税、市・県民税 税額算出参考資料

◆ 所得税と市・県民税の控除に関する事項 ◆				◆ 公的年金所得計算表 ◆ ※公的年金以外の所得1,000万円以下の場合			
所 得 税		市 県 民 税		年齢	公的年金収入額	公的年金の総所得金額	
(一)新生命保険料	A の金額	控除額	A の金額	控除額	65歳以上 (S36.1.1生以前)	330万円未満 410万円未満 770万円未満 1,000万円未満	
20,000円以下	全額	12,000円以下	全額	収入金額-110万円 収入金額×0.75-27.5万円 収入金額×0.85-68.5万円			
40,000円 "	1/2+10,000円	32,000円 "	1/2+6,000円	1,000万円未満 1,000万円以上			
80,000円 "	1/4+20,000円	56,000円 "	1/4+14,000円	収入金額×0.95-145.5万円			
80,000円超	40,000円	56,000円超	28,000円	65歳未満 (S36.1.2生以後)	収入金額-195.5万円		
(二)旧制度	B の金額	控除額	B の金額	控除額	130万円未満 410万円未満 770万円未満 1,000万円未満		
25,000円以下	全額	15,000円以下	全額	収入金額×0.75-27.5万円 収入金額×0.85-68.5万円			
50,000円 "	1/2+12,500円	40,000円 "	1/2+7,500円	1,000万円未満 1,000万円以上			
100,000円 "	1/4+25,000円	70,000円 "	1/4+17,500円		収入金額×0.95-145.5万円		
100,000円超	50,000円	70,000円超	35,000円		収入金額-195.5万円		
(三)未満切上	①新一般(A)+旧一般(B)(上限4万円)と 旧一般(B)を比較して高い方 ②介護医療(A) ③新個人(A)+旧個人(B)(上限4万円)と 旧個人(B)を比較して高い方 ※ 控除額…①+②+③(上限12万円)	①新一般(A)+旧一般(B)(上限2.8万円)と 旧一般(B)を比較して高い方 ②介護医療(A) ③新個人(A)+旧個人(B)(上限2.8万円)と 旧個人(B)を比較して高い方 ※ 控除額…①+②+③(上限7万円)	◆ 給与所得計算表 ◆ 給与等の収入金額 651,000円未満 1,900,000円未満 3,600,000円未満	給与所得の金額 0円 収入金額-650,000円 (収入金額/4)×2.8-80,000円	千円未満切捨		
(四)地震保険料	① 50,000円以下 50,000円超	全額 50,000円	50,000円以下 50,000円超	1/2 25,000円	6,600,000円未満 8,500,000円未満	(収入金額/4)×3.2-440,000円 収入金額×0.9-1,100,000円	
② 旧長期	10,000円以下 20,000円以下 20,000円超	全額 1/2+5,000円 15,000円	5,000円以下 15,000円以下 15,000円超	全額 1/2+2,500円 10,000円	8,500,000円以上	収入金額-1,950,000円	
①+②=50,000円まで	①+②=25,000円まで	◆ 所得控除(本人該当)の適用条件 ◆ 寡婦、ひとり親、勤労学生 【R7.12.31時点】					
※1つの損害保険契約等が、地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等と長期損害保険契約等のいずれの契約区分にも該当する場合には、選択によりいずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、地震保険料控除を計算する。(例:JA共済)		・寡婦…合計所得500万円以下、離別で子以外を扶養している女性 または死別の女性。 ・ひとり親…合計所得500万円以下、離別、死別、未婚で子を扶養している。 ※扶養は、税扶養にとどまらない生計同一の子(所得58万円以下、 他に扶養されていない)を含む。 ・勤労学生…合計所得85万円以下で、給与以外の所得が10万円以下 給与収入のみ150万円、年齢要件なし					
小企	全額	全額	◆ 扶養親族の適用条件 ◆ 合計所得58万円以下 (給与収入のみ 123万円、65歳以上公的年金のみ 168万円)				
社保	全額	全額	◆ 市・県民税の税率 ◆ 市・県民税の税額=均等割額+所得割額 均等割(年額) 所得割(総所得に対する税率) 森林環境税(年額)	4,000円 (市6%、県4%) 1,000円	(市3,000円、県1,000円) (市6%、県4%) R6年度から微収 国税		
国民年金	基本の納付額	1~3月 16,980円 4~12月 17,510円	208,530円	★市・県民税が非課税となる要件 ①障害者、未成年、寡婦、ひとり親 【R7.12.31時点】 合計所得135万円以下(給与収入2,044,000円未満) 未成年者…H20.1.3以後に生まれた者 ②均等割非課税所得			
・付加年金加入や前納による割引等があるので、上の額と一致するとは限らない。 ・保険料は、年金事務所等の控除証明書、保険料の領収書などで確認する。 ・農業者年金は人によって掛金が異なり(20,000~67,000円)、証明書もないので通帳等で確認する。		本 人 のみ 380,000円以下 扶 1 人 2 人 3 人 4 人 5 人	828,000円以下 1,108,000円以下 1,388,000円以下 1,668,000円以下 1,948,000円以下	扶養親族ありの場合 280,000円×(本人+扶養親族の数) +268,000円以下 ※年少扶養含む			
配偶者特別控除額の早見表	本人の合計所得額900万円以下の場合	◆ 所得割非課税所得 扶養親族なしの場合 450,000円以下 扶養親族ありの場合(年少扶養含む) 350,000円×(本人+扶養親族の数)+420,000円以下					
合計所得	控除額	合計所得	控除額	◆ 所得税の税率 ◆ (100円未満切捨)	課税される所得金額 195万円未満 195万円以上 330万円以上 695万円以上 900万円以上 1,800万円以上	税率(%) 5 10 20 23 33 40	控除額 0円 97,500円 427,500円 636,000円 1,536,000円 2,796,000円
58万円を超える場合	38万円	58万円を超える場合	33万円				
100万円以下	36万円	100万円以下					
105万円 "	31万円	105万円以下	31万円				
110万円 "	26万円	110万円 "	26万円				
115万円 "	21万円	115万円 "	21万円				
120万円 "	16万円	120万円 "	16万円				
125万円 "	11万円	125万円 "	11万円				
130万円 "	6万円	130万円 "	6万円				
133万円 "	3万円	133万円 "	3万円				
特定親族特別控除額の早見表							
合計所得	控除額	合計所得	控除額				
58万円を超える場合	63万円	58万円を超える場合	45万円				
90万円以下	61万円	95万円以下					
95万円 "	51万円						
100万円 "	41万円	100万円 "	41万円				
105万円 "	31万円	105万円 "	31万円				
110万円 "	21万円	110万円 "	21万円				
115万円 "	11万円	115万円 "	11万円				
120万円 "	6万円	120万円 "	6万円				
123万円 "	3万円	123万円 "	3万円				
配当(税額控除)	(課税総所得金額等1,000万円以下の場合) 剩余金の配当…10% ※ 剩余金=純資産-資本金 特定証券投資信託の収益の分配…5%	(課税総所得金額等1,000万円以下の場合) 剩余金の配当、特定株式投資信託の収益の分配等…市民税 1.6%、県民税 1.2% (1円未満切り上げ)					
医療費	① (A) 総所得額等×5% (B) 10万円 (支払った医療費の額-補てん金額)-(A)(B)のいずれか少ない方の金額(最高限度額200万円) ②セルフメディケーション税制の適用を受ける場合 (実際に支払った特定一般用医薬品等購入費の合計)-(補てん金額)-12,000円(最高限度額88,000円)						

◆ 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

その年の給与等の収入金額が850万円を超える、次の要件のどれかを満たす。

①本人または扶養親族(配偶者含む)が特別障害者

②年齢23歳未満の扶養親族を有する

※この場合の扶養親族は、税額算定に申告していなくてもよい。重複も可。

(夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、

夫婦の間に1人の年齢23歳未満の扶養親族である子がいるような場合には、

その夫婦双方が、この控除の適用を受けることができます。)

※控除額=〔給与等の収入金額(1,000万円超の場合1,000万円)-850万円〕×10%

◆ シルバー人材センター配分金

→ その他雑所得(家内労働者等の特例 適用可能経費65万円)

※ 給与所得・事業(営業、農業)所得・その他雑所得で経費がある場合は、

65万円からその分を差し引く。

(65万円-給与所得控除、事業所得等の必要経費の合計額=使える経費

※ 不動産所得の必要経費は、65万円経費から差し引かない。

◆ 外交員報酬、内職

→ 営業所得(家内労働者等の特例 適用可能経費65万円)

【令和8年度(令和7年分)】 所得税・市県民税控除額表

控除の種類		所得税控除額	市県民税控除額
イ 基礎控除	本人の合計所得金額	132万円以下	950,000
		132万円超 336万円以下	880,000
		336万円超 489万円以下	680,000
		489万円超 655万円以下	630,000
		655万円超 2,350万円以下	580,000
		2,350万円超 2,400万円以下	480,000
		2,400万円超 2,450万円以下	320,000
		2,450万円超 2,500万円以下	160,000
ロ 配偶者控除	本人の合計所得金額	一般の控除対象配偶者	380,000
		老人控除対象配偶者 ※2	480,000
		一般の控除対象配偶者	260,000
		老人控除対象配偶者 ※2	320,000
		一般の控除対象配偶者	130,000
		老人控除対象配偶者 ※2	160,000
ハ 扶養控除 ※1	一般の扶養親族 (16歳以上…H22.1.1以前に生まれた者)		380,000
	特定扶養親族 (19歳以上23歳未満…H15.1.2～H19.1.1に生まれた者)		630,000
	老人扶養親族 ※2	同居老親等以外の者(別老)	480,000
		同居老親等(直系尊属)	580,000
二 障害者控除 ※3	一般の障害者 (身障手帳:3～6級、療育手帳:B、精神手帳:1級以外)		270,000
	特別障害者 (身障手帳:1～2級、療育手帳:A、精神手帳:1級)		400,000
	同居特別障害者 (身障手帳:1～2級、療育手帳:A、精神手帳:1級)		750,000
ホ ひとり親控除	死別、離婚、未婚で子を扶養している(性別要件なし)		350,000
ヘ 寡婦控除	死別で子を扶養していない女性 離別で子以外を扶養している女性		270,000
ト 勤労学生控除			270,000
		260,000	

※1 非居住者(1年以上国内に住所がない者)の扶養控除対象者 ①16歳以上30歳未満又は70歳以上

①16歳以上30歳未満又は70歳以上

②30歳以上70歳未満の者で次に該当する場合

(イ)留学生 (ロ)障害者 (ハ)扶養者から生活費又は教育費に38万円以上の支払をうけている者

※2 老人…70歳以上(S31.1.1以前に生まれた者)

※3 障害者控除は、年少扶養親族(16歳未満の扶養親族)についても適用する。